

○旭川医科大学図書館特別利用に関する細則

(平成 27 年 3 月 26 日 図書館長裁定)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、旭川医科大学図書館利用規程（平成 16 年旭医大達第 72 号。以下「利用規程」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、特別利用に関し、必要な事項を定める。

(特別利用対象者)

第 2 条 特別利用の対象は、次に掲げる者とする。

- (1) 旭川医科大学(以下「本学」という。)の役職員
- (2) 本学の学部学生
- (3) 本学の大学院学生及び研究生
- (4) 本学の名誉教授
- (5) 本学が受け入れた各種研究員，外国人研究者等
- (6) 本学に在職したことのある者
- (7) 本学を卒業又は修了した者
- (8) 地域の医療従事者
- (9) その他図書館長が認めた者

(申請手続)

第 3 条 特別利用を希望する者は、館長に特別利用申請書（別記様式 1 又は別紙様式 2）を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、前条第 1 号及び第 8 号の者は、特別利用申請書の提出を省略することができる。

2 前条第 2 号の者は、特別利用の申請時に、図書館が実施する利用説明を受けなければならない。

3 申請手続きは年度単位とする。

(実施期間)

第 4 条 特別利用の実施期間は、館長が別に定める。ただし、館内資料の取り出しに伴う入館については、通年で認めることがある。

(利用制限時間)

第 5 条 特別利用実施期間においても、平日午前 8 時 45 分から午前 9 時の間は、開館準備のため一旦退館しなければならない。

(入退館手続き)

第 6 条 特別利用における入退館時、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入館の際は、本人の図書館利用証等を必ず持参すること。
- (2) 入退館の際は、一人ずつ図書館利用証等を出入口の装置に読み込ませ、入退館の記録を残すこと。
- (3) 他の利用者を入館させないこと。
- (4) 図書館利用証等は転貸しないこと。

(特別利用の取消し)

第7条 館長は、利用規程第21条に定める館内規律のほか、本細則に定める事項に違反した者又は当該学年等に対し、当該年度の特別利用の許可を取り消すとともに、以後の利用について許可しないことがある。

2 館長は、違反行為等により図書館の運営に支障があると判断した場合、特別利用を中止することができる。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

